

事務事業評価表(既存事業)

コード 3-1-4	事務事業名 市たばこ税賦課事務	所管部課 税務部市民税課
--------------	--------------------	-----------------

事務事業の概要	事務事業の目的 地方税法及び西東京市市税条例に基づき、市内の小売販売業者にたばこを販売した卸売販売業者に対して市たばこ税を課する。	総合計画上の位置づけ
	実施内容、実施方法 毎月、市内の小売販売業者にたばこを販売した卸売販売業者から市たばこ税申告書を受領し、当該税を課する。	根拠法令等 地方税法 西東京市市税条例
	事業開始時期 合併前から	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他()

評価指標の設定	活動指標名 申告書件数	活動指標の考え方(定義) たばこ卸売販売業者からの市たばこ税申告書件数
	成果指標名 公正な市たばこ税の賦課	成果指標の考え方(定義)

		単位	14年度	15年度	16年度	17年度	
事務事業データ	事業費(A)		0	0	0	0	
	国庫支出金	千円					
	都支出金						
	地方債						
	その他						
	一般財源		0	0	0	0	
	所要人員(B)	人	0.01	0.01	0.01	0.01	
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	82	83	83	83	
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	82	83	83	83	
	単位当たりコスト (E)=(D)/(申告書件数)	千円	1.27	1.33	1.32		
	歳入	千円	891,670	917,685	927,906	901,449	
	活動指標	目標値	件			62	63
		実績値	件	65	62	63	
活動指標	目標値						
	実績値						
成果指標	目標値						
	実績値						
成果指標	目標値						
	実績値						

事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	
	国・都・他市・民間等における類似事業	地方税法に基づく事務のため、全国の市町村で実施している。
	運営上の制約条件・外部要因等	

コード 3-1-4	事務事業名 市たばこ税賦課事務	所管部課 税務部市民税課
--------------	--------------------	-----------------

項目	評価結果	判断理由、説明等
事業所管部評価	実績 <input checked="" type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> 極めて不十分	市たばこ税は、市内の小売販売業者にたばこを販売した卸売販売業者が、申告納付する制度で、事務処理は簡便かつ短時間である。
	必要性 <input type="checkbox"/> 増大 <input checked="" type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 減少、一部なし <input type="checkbox"/> かなり減少	地方税法に基づく事務であるため、必要な事務である。
	効率性 <input type="checkbox"/> 大きく改善 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	卸売販売業者が年間に申告する件数は、60件程度と少なく、事務処理も簡便かつ短時間で、事務費がないため、効率的な事務である。
	公平性 <input type="checkbox"/> より充実 <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 抜本的な問題あり	地方税法に基づく課税事務であるため公平性について問題となる点はない。
	総合評価 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	現在の事務処理方法を継続していく。

17年度における改善点	
-------------	--

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
--------	--

評価の視点

- 実績：十分な成果をあげているか。必要以上のサービスにより、経費が過大となっていないか。など
- 必要性：国・都・民間での実施状況に鑑み、市が実施すべき事業といえるか。社会経済状況の変化を踏まえて実施しているか。廃止した場合に大きなデメリットは生じるか。など
- 効率性：限られた財源を有効に活用しているか。現在の実施方法が最も効率的な方法といえるか。など
- 公平性：サービス対象に問題はないか。利用者の利便性に配慮しているか。受益者負担の水準は妥当か。など
- 総合評価：各項目の評価及び類似団体等とのサービス水準の比較を踏まえた、今後の事業のあり方・方向性。
 - 拡充：ニーズの増大に対応して、事業を更に強化する必要があるもの。
 - 継続実施：現状水準で事業を継続していくもの。給付対象者の自然増減に伴いコストが増減する場合を含む。
 - 改善・見直し：現在の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るべきもの。
 - 抜本的見直し：事業の委託化や一部廃止など、事業の仕組みを含めた根本的な見直しが必要なもの。
 - 廃止・休止：事業を休止又は廃止するもの。単年度事業など、終了が確定しているものを含む。